

便利さのうらにある危険をどう伝えますか？

— 子どもたちを犯罪・トラブルから守るために —



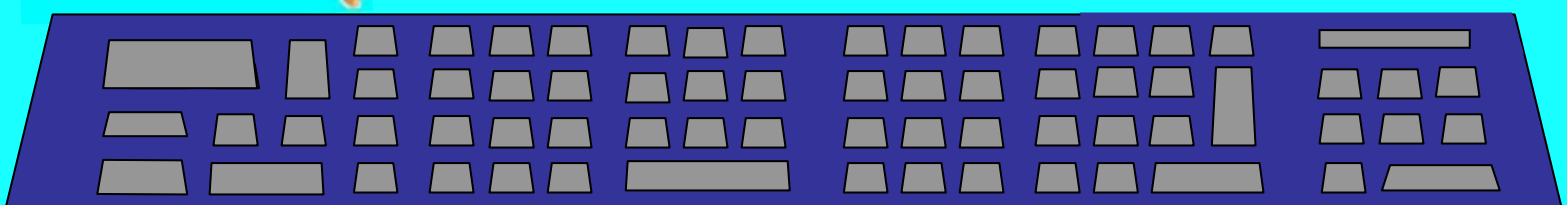
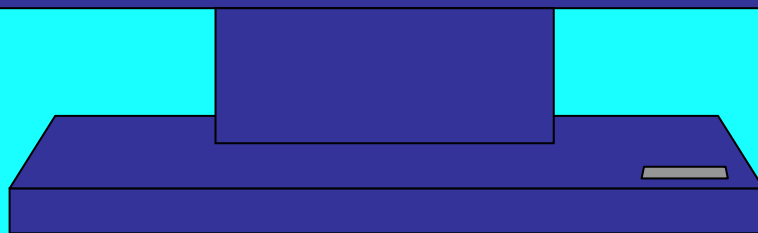
携帯電話やパソコンのインターネット技術は、人と人とのコミュニケーションを豊かにするだけでなく、日常生活やビジネスをはじめ教育、通信、行政、医療・福祉等、様々な分野で役立つたいへん便利なものです。

しかし、こうした「光」の部分がある反面、犯罪や大きなトラブルにつながる「影」の部分があることもよく知られています。中学生の63%、高校生の97%が携帯電話を所持している現実から、現代の子どもたちは、日々変化し続ける新しい情報メディア環境に包まれたライフスタイルを生活しているといえます。ネットに流れる多種多様な有害情報は子どもたちに多大な悪影響を与えています。さらに、学校非公式サイトへの掲示板やブログ・プロフ等を通して、子どもたち自身が有害情報をプロデュースしたり、自他の個人情報を流出させたりする危険性もあり、大きな問題です。しかもこうしたサイトは、検出や大人による巡回・見守りを困難にするような閉鎖型サービスに移行しつつあるのが現状です。

教師は、複雑高度化するメディアの特性と、情報化の「影」である危険性を、ネットを利用する子どもたちの心とともにしっかり理解していく必要があります。そして、子どもたちが携帯電話やインターネットと賢くつき合えるように、「光」の部分を体感させつつ、危険性についても伝えていかなければなりません。保護者への啓発を推進し、教師と保護者が連携して、「影」の部分の影響を受けないように、子どもたちを守っていきましょう。

このリーフレットの使い方

- 各ページは、上半分が配布用、下半分が解説用になっています。
- 以下の機会をとらえて、印刷・配布の上、ご活用ください。
- ・生徒へ... 全校集会、学年集会、ホームルームなど
- ・保護者へ... 説明会(入学前や入学式)、PTA総会、保護者会など



生徒のみなさんへ - 携帯電話を安全に使うために -

メールの特性を理解しましょう。

相手がすぐに返信できなかつたり、相手がアドレスを変えていることもあります。何気ない書き込みが犯罪につながることもあります。文字だけでは、気持ちをうまく伝えられないこともあります。メールの特性を考えて使いましょう。

様々な法律やガイドラインを学習しましょう。

「知らなかった」では済まされない、法律やガイドラインがあります。携帯電話の普及に伴い、それらは年々変化しています。例えば、ネットを利用した誹謗(ひぼう)中傷は、刑法の名誉毀損(きそん)罪や侮辱(ぶじょく)罪等に問われることもあります。

インターネットは「自己責任」の世界です。

インターネットを利用した結果起こった事柄については、大人と同じ責任が発生します。インターネットショッピングやオークション、サイトへの書き込み、各種会員登録など、大人の社会の一員としての行動が必要となります。

ネット社会での匿名性は「幻想」です。

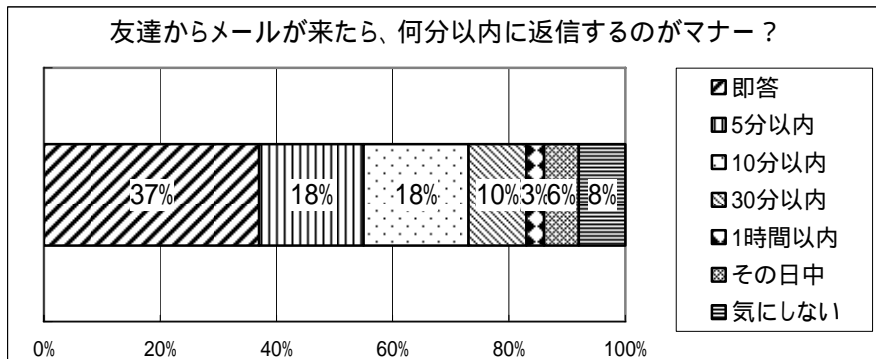
ネット社会は、本名を直接出さなくて済む分、気持ちが大きくなって、普段言えないことも書き込める一種独特な空間のように感じられます。でも、その匿名性は「見かけ」だけ。メールや掲示板に書き込んだ内容は、誰が発信したか特定することができます。

携帯電話は便利な道具ですが、一歩間違えると犯罪につながる危険な道具になってしまいます。使用に際しては、用途・時間・場所など考えて利用するというような「自己管理能力」が必要です。また、携帯電話を使用する上でのマナーは、日常生活におけるマナーと同じです。マナーを守るかっこいい大人になりましょう。

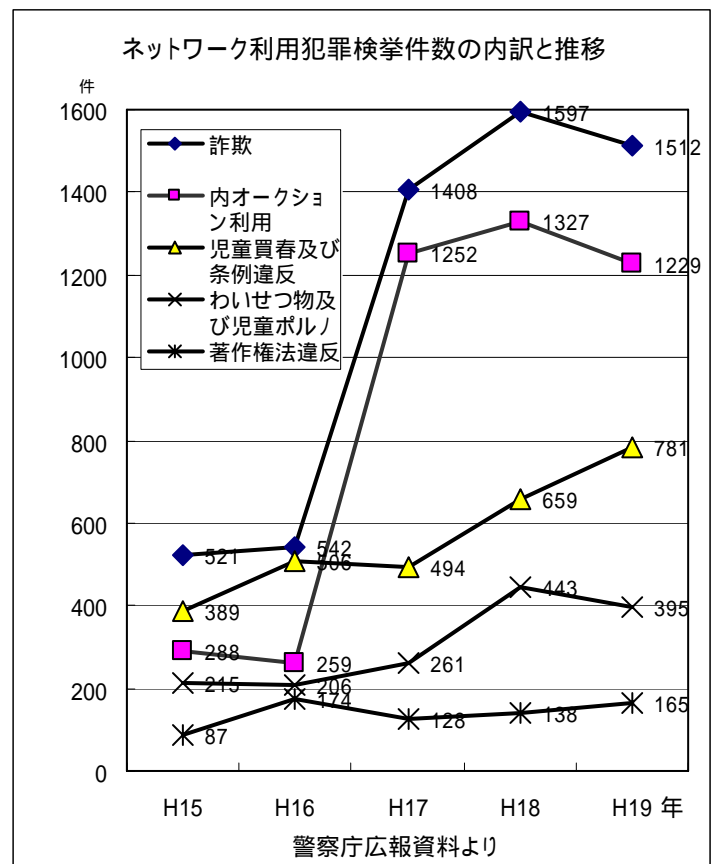
携帯電話の扱いで不安なことや困ったことがあったら、すぐに「家族、学校の先生または最寄りの警察署、消費生活センター」に相談しましょう。放っておくと金銭に関するトラブルが発生したり、犯罪の被害者や加害者となる可能性があります。

[解説]

ネットワーク利用犯罪検挙件数の項目を見てみると、右のグラフのとおり、オークションにかかわる詐欺、児童買春及び青少年保護育成条例違反、わいせつ物及び児童ポルノなどの犯罪が増加していることが分かる。インターネットを扱う知識をまだ持たない中学生や高校生が、犯罪の対象として狙われている、ということも考えられる。デジタル万引きなど著作権法違反につながるようなことについても、いけないことは知らずに行ってしまうケースも考えられる。また、中には「1分ルール」(メールを受信して1分以内に返信しなくてはならない)など独特のルールを作り、夜も携帯電話から離れられず、「ネット中毒」になっている生徒もいる。



VIBE, 朝日新聞社と共同調査より 2007/09/12



- アドバイス
- ・携帯電話のメール機能で、一度送信したメールや写真は取り戻せないことや掲示板の発信者は特定されるなど、携帯電話の特性を考える必要がある。インターネットの世界での情報発信についての責任は、すべて自分で負うことになる。
 - ・チェーンメールや広告メールなどのいわゆる「迷惑メール」については、転送や返信をせず即座に削除するとともに、各携帯電話会社の迷惑メール対策機能を適切に設定する。また、悪質な迷惑メールについては迷惑メール相談センター (<http://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>) に相談する。
 - ・インターネットショッピングやオークションなどを利用する場合、詐欺にまきこまれる可能性があり、注意が必要である。
 - ・携帯電話の過度な使用は依存性があり、基本的な生活習慣の乱れ、集団への不適応等の要因となる。
 - ・携帯電話が急速に普及している中で、関連する法律やガイドラインが次々に策定あるいは改正されている。極端に言えば今日まで問題にならなかったことが明日から問題になる、ということもある。携帯電話は「相手を思いやり、節度を守って使う」ということが基本である。

保護者として、携帯電話について知っておきたいこと

【子どもに携帯電話を持たせる前に】

- ・携帯電話は電話機能だけではなく、インターネット端末である点に注意が必要です。
- ・子どもの携帯電話の使用に関しては、親や教師の見守りができない点に問題があります。
- ・携帯電話に関して、知らなかったでは済まされない、様々な法律やガイドラインがあります。
- ・子どもの携帯電話使用に関しての最終的な責任は、親が負うことになります。

【携帯電話について、現在学校で問題となっていること】

- ・携帯電話については、メールやインターネット閲覧など、通話以外の機能を多く使っている生徒が多く、金銭関係のトラブルや出会い系サイトによる問題などが起こっています。
- ・授業中に携帯電話でメールなどをしている、授業に集中できない生徒がいます。
- ・メールが原因のいじめや、学校非公式サイトへの書き込み等による問題が多く起こっています。

携帯電話を利用することによる問題点について、関心とかかわりを常に持ちつづけ、家庭で携帯電話について話し合う機会を持ちましょう。携帯電話についてトラブルがあったときは、すぐに学校や警察署、消費生活センターに相談しましょう。

【携帯電話を持たせる前に、ご家庭で確認したいこと】

- ・携帯電話を使って人をだまさない、人を傷つけない。
- ・使い方（用途・時間・場所・金額）を決めて守る。
- ・保護者とともにリスクを学ぶ。
- ・必要な場合は親が使用履歴を確認し、設定変更や契約解除を行う。

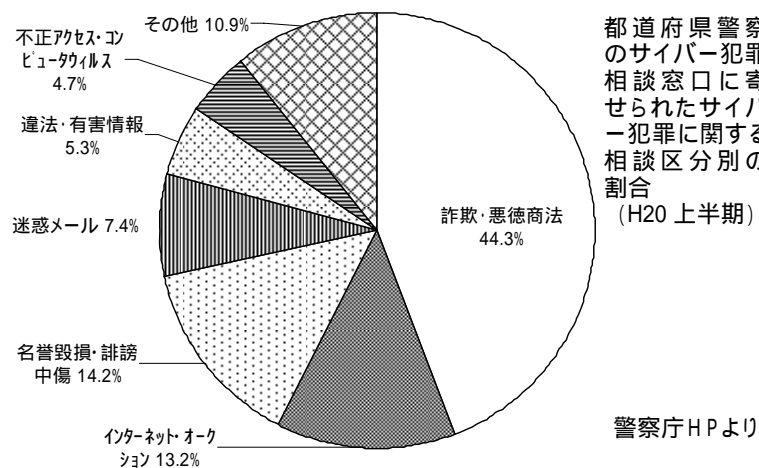
【携帯電話を持たせた後に、ご家庭で確認したいこと】

- ・使用明細を確認する、充電は居間で行うなど、保護者の監督の下で使っている。
- ・保護者とともにリスクを学び、使い方に生かしている。
- ・メールのフィルタリング機能、「有害サイトアクセス制限サービス」などを適切に利用している。

【 解 説 】

内閣府の調査によると、電子メールや情報サイトなどインターネットの1日平均の利用時間は、中学生で1時間15分、高校生では1時間48分に上る。生徒によっては、携帯電話によるメール回数が非常に多く、また、メールを送ってからすぐに返信されないと相手から「無視された」と思う場合もある。さらに、携帯電話のメールアドレスを変えたときに、「変えた」というメールを送る相手だけが友達になっていく、携帯電話を中心とした友人関係しか作れない生徒がいる、ということも問題になっている。

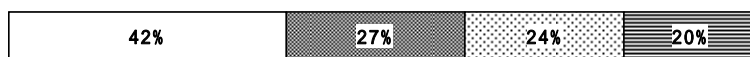
詐欺・悪質商法に関しては、アイドルのホームページから出会い系サイトにつながる仕組みになっていたり、まだ知識の少ない中学生や高校生をねらうような犯罪が増加している。



「ケータイに振り回されている」と思うことは？ ある ない



ケータイを持って友人関係はどう変わった？



VIBE、朝日新聞社と共同調査より 2007/09/12

相談事例	【事例1】 利用した覚えのない「総合情報サイト」の延滞料金を請求するメールが届いた。
	【事例2】 携帯電話を通じたオークションで落札し、代金を振り込んだが商品が送られてこなかった。または不正コピー品や偽ブランド品であった。
	【事例3】 アイドルのページを見ていたら出会い系サイトにアクセスしていることに気づかず個人情報を書き込んでしまった。

アドバイス

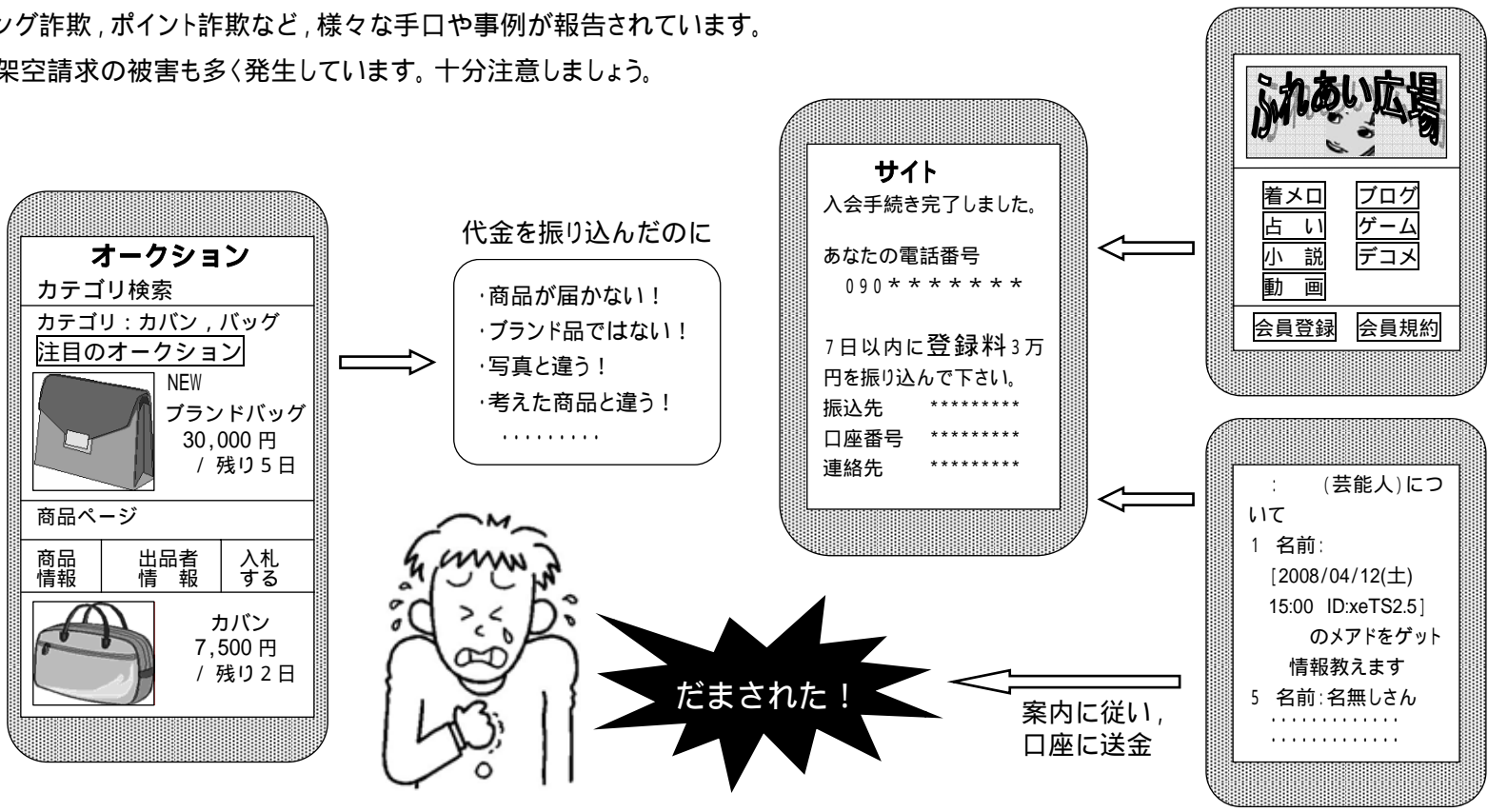
- ・中学や高校への入学を機に、保護者が安易に携帯電話を買い与え、子どもが勝手気ままに携帯電話を利用して、トラブルとなる事例が多く発生している。
- ・携帯電話を持てば、交友関係は広がることになる。これは携帯電話の良い一面でもあるが、生徒の場合、この交友関係によりトラブルが起こる可能性がある。保護者は、子どもとの会話を深めて、交友関係の変化をとらえていく必要がある。
- ・携帯電話を通じたインターネットの世界は刻々と変化しており、新しい手口による犯罪や問題が次々と起こっている。またその対象として、まだ知識の少ない中学生や高校生がねらわれている。常に最新の犯罪手口や携帯電話によるトラブルの事例を学習し、対応策を考えていくことも、保護者の責任となる。
- ・携帯電話による生徒指導上の問題が急増している。これには、生徒が事件の被害者になることばかりではなく、不正アクセスや名誉毀損等で、事件の加害者になる事例も多い。
- ・携帯電話について、子どもの様子がおかしいと思ったり、トラブルに巻き込まれていると感じたら、すぐに学校や最寄りの警察署、消費生活センターに相談すること。すばやく対処することで、問題が大きくならずに済むこともある。

インターネットに関わる詐欺(さぎ)に遭わないために

パソコン・携帯電話の利便性が高まるにつれ、ネット上の犯罪やトラブルの発生件数が増加しています。特に詐欺(さぎ)に関する犯罪が最も多く発生しており、2007年には全国で1512件(2004年比+970件)となっています。(警察庁資料)

中でも多いのがオークションにかかわる詐欺です。しかし、詐欺にはオークションだけではなく、ワンクリック詐欺やツークリック詐欺、フィッシング詐欺、ポイント詐欺など、様々な手口や事例が報告されています。

架空請求の被害も多く発生しています。十分注意しましょう。



[解説]

インターネットを利用する中で、トラブルが最も多いのがネットオークションにかかわる詐欺被害である。オークション詐欺の中には、落札者が送金しても商品が届けられなかったり、ブランド品と言いながら落札者に偽ブランド品を送るという「偽ブランド詐欺」や、オークション入札で落札できなかった次点以降の落札者に対して、出品者を偽わり「あなたの入札価格で商品を送りたい」と持ちかけ、入金させてだます「次点詐欺」など、様々な手口がある。また、注意しなければならない詐欺に、ワンクリック・ツークリック詐欺がある。「ワンクリック詐欺」は、クリックしたとき同意の意思確認もせず、いきなり「 円を指定口座に入金して下さい。」などと案内し、その案内に従って入金させようという詐欺である。「ツークリック詐欺」は、サイトを閲覧しているうち、「入会」「購入」のボタンを意図して押した覚えがないのに、気づいたら「入会」等が済んでしまっているというものである。「有料手続き」が目立たない文字でデザインされていたり、分かりにくい表現や、こっそり記載されていることもある。中には「有料」という文字を、数ページ前に記載していたり、会員規約の最後に記載していることもある。

相談事例	【事例1】ネットオークションでパソコンを約10万円で落札した。入金後2週間で発送される条件であったが、予定日を過ぎても商品が届かず、出品者とも連絡が取れなくなった。
	【事例2】メールマガジンで、「タレントのメールアドレスを教える」とあったので、相手の言うとおり口座にお金を振り込んだが、その後何も連絡がない。
	【事例3】無料の着メロサイトを利用したら、複数の出会い系サイトに登録されてしまい、あちこちから料金請求のメールが届くようになった。

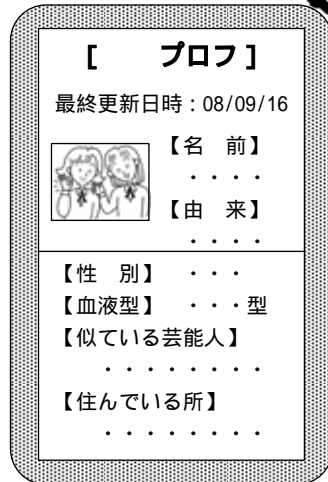
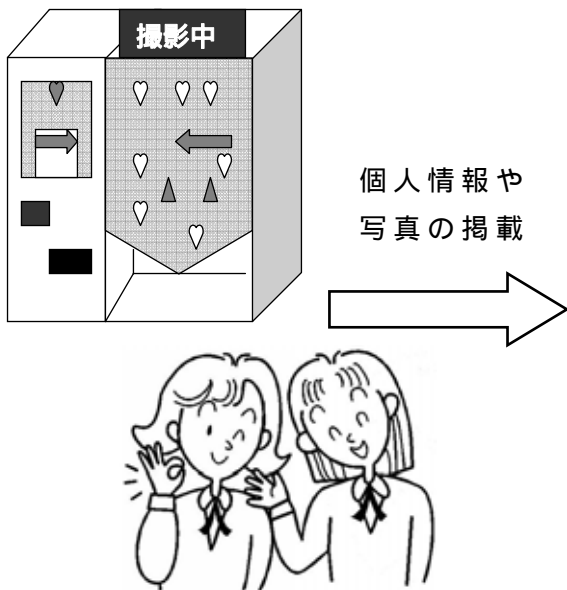
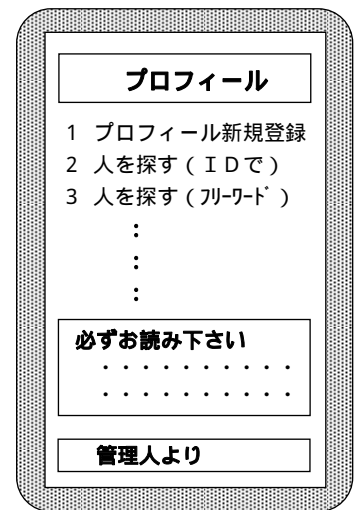
アドバイス	(1) オークション詐欺を防ぐために <ul style="list-style-type: none"> ・ 出品された商品に関する情報が、きちんと記載されているか注意する。記載があいまいな商品は避けることが重要である。また、商品についての写真が、カタログやショップサイトにあるような画像が使われているものも、避けることが肝要である。 ・ 相手と取引をするときには、相手の住所や固定の電話番号等をしっかりと確認することが重要である。 ・ 出品者と落札者との間に第三者の業者が入って、お金と商品の流れを取り持つ「エスクローサービス」を利用したい。
	(2) ワンクリック詐欺やツークリック詐欺に遭わないために <ul style="list-style-type: none"> ・ 興味本位で、怪しいサイトや無料というサイトに安易にアクセスしないことが重要である。 ・ 知らないうちに入会したような画面がでて、相手の一方的な請求に応じることがないようにしなければならない。利用していなければ支払う義務はない。「登録したから」「請求が何度もくるから」などの理由により請求に応じたり、聞かれるままに氏名や住所などの個人情報を教えたりすると、さらに別の業者から次々と同様な請求が来るようになる。 ・ 内容についての疑問や不安があったりして困ったら、消費生活センターや警察に相談すること。同様な請求が多くの人に届いている、などの情報がもらえる。 ・ 「裁判所からの支払い督促」や「少額訴訟の呼出状」と思われる場合は、そのまま放置せず、すぐに消費生活センターや警察に相談すること。裁判所の管轄地域・連絡先については裁判所のホームページでも確認できる。

(参考 消費生活センター)

ネットに流した個人情報 - 一度流した情報は取り戻せません -

インターネット上には、「ブログ」や「プロフ」のように、手軽に情報を発信できるサイトが存在します。匿名でこれらのサイトに書き込みをしたつもりでも、断片的な一つ一つの情報を組み合わせてみることで、個人が特定されることもあり得るのです。発信した情報は、自分の仲間だけが知っているのではありません。世界中の人がその情報を見ることが可能であり、それを悪用する人もいます、ということをお忘れはできません。

いったんインターネット上に発信した個人情報は、だれもがコピーが可能であり、後になってその情報を削除したり取り戻そうとしても、完全に取り戻すことはできないのです。

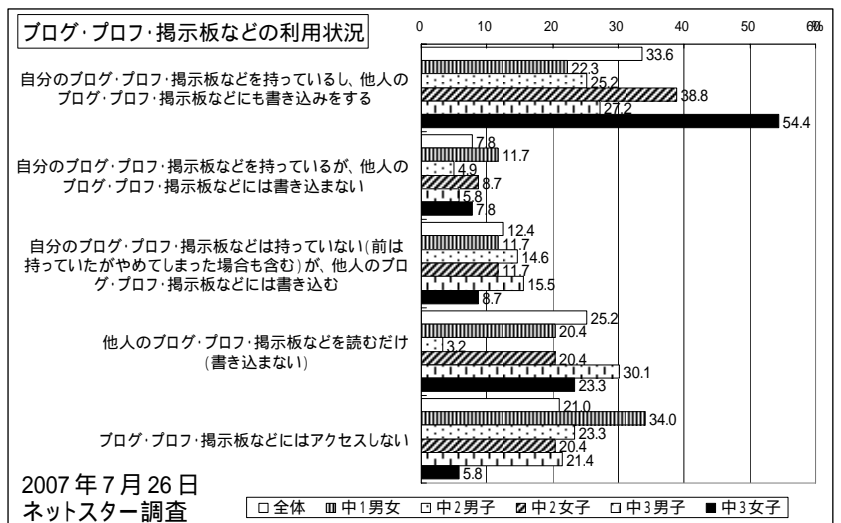


【 解説 】

「プロフ」とは「プロフィールサイト」の略で、携帯電話やパソコンを使ってできる、自己紹介のようなサイトのことをいう。携帯電話で簡単に作成することができるために、最近人気を博している。プロフには氏名・性別・生年月日・血液型・学校・学年・住所・メールアドレス・趣味・特技などを書き込めるだけでなく、写真を掲載することもできる。自分のプロフを持っている人の中には、他の人に自分のプロフを見せようとして、裸体の写真や、必要以上に自分の個人情報を掲載することがあり、大きな問題となっている。

氏名を匿名にしても、掲載されている個人情報を総合することにより、本人が特定されることがある。その結果、本人が知らないうちに、他のサイトで本人の写真や氏名・住所・電話番号・メールアドレスなどが掲載されたり、これらの個人情報が悪意を持って利用されたりすることがある。さらに、プロフの中で誹謗・中傷されたり、ストーカー行為などの犯罪被害者となることもある。

一度発信した情報は、インターネット上では誰もがコピーをすることができ、自分の情報を後で回収しようとしても、その全てを回収することはできない。最近の写真シール機には、プロフへの写真掲載機能もあり、安易に個人情報を掲載することがないよう、十分注意する必要がある。



相談事例	【事例1】 プロフで知り合った男性とメールをするうち、相手をボーイフレンドと思うようになった。嫌われたくない一心から相手の要求を受け入れるうち、「下着姿の写真を送って欲しい」と言われ、別れたくない思いから写真を送った。次は「裸の写真を送って欲しい」と要求がエスカレートしてきたのでとわると、「下着姿の写真をばらまくぞ」と脅された。
	【事例2】 プロフへの書き込みがもとでトラブルになり、口論の末17歳少年が中学生を金属バットで殴打し、中学生が重体になった。
	【事例3】 プロフの内容から、実名を公表されてしまい、悪口や誹謗中傷の書き込みをされた。

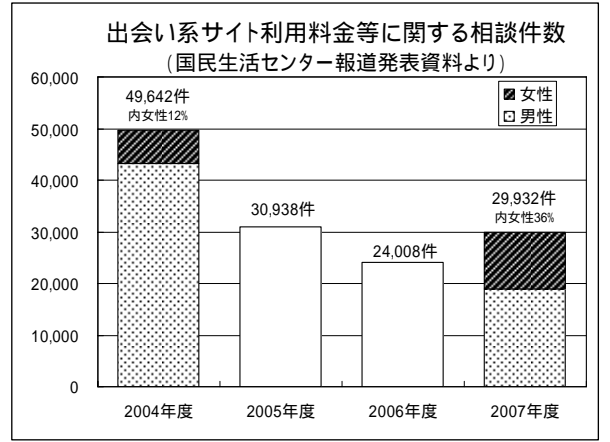
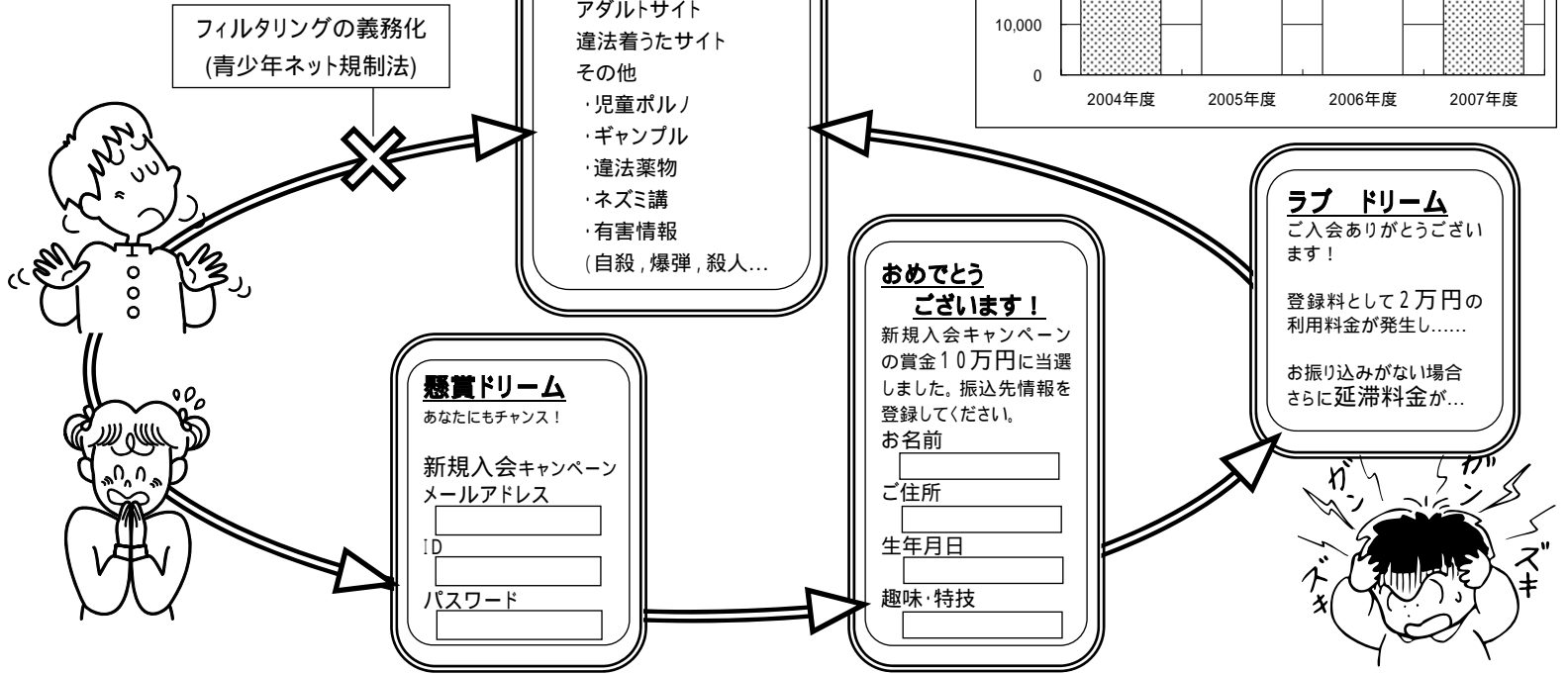
アドバイス	(1) インターネット上に掲載された情報はどのように使われるかわからない。特に「プロフ」や「ブログ」などでは、本人の個人情報が掲載される。掲載した情報を後で回収しようとしても、完全には回収できないということを念頭におき、個人が特定されるような情報を安易に掲載しないことが重要である。 <ul style="list-style-type: none"> 自分の写真や他の人の写真を載せない。 住所を割り出せるような情報を載せない。 一つ一つを総合しても個人が特定できないよう、書いた内容の全体にも注意する。
	(2) 会いたいという誘いには絶対にのらない。

(参考 警視庁 情報セキュリティ広場)

出会い系サイトの被害が再び増加中 無料サイトで『釣り上げ』

2009年4月より「青少年ネット規制法」が施行され、フィルタリングの適用が義務化されます。このように有害サイトへの意識が高まっているにもかかわらず、出会い系サイトの被害は増加しています。その理由の一つに、出会い系サイトが無料の「懸賞サイト」「占いサイト」「着うたサイト」などを使って個人情報を集める、『釣り上げ』という手口が横行していることがあげられます。

無料サイトに安易に近づくと、大変危険です。



【 解説 】

2008年12月に「改正出会い系サイト規制法」「改正特定電子メール法」「改正特定商取引法」が施行された。また2009年4月には、18歳以下の携帯電話利用者に対するフィルタリング規制を義務化する「青少年ネット規制法」が施行される。その一方で、異性との出会いや交際、金銭を期待させる巧妙な手口に誘われてサイトに登録し、そのために出会い系サイトから料金を不当に請求された、という相談も増加している。

全国の消費生活センターからPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)に寄せられた、出会い系サイトの利用料金等に関する相談は2004年度から2007年度までの4年間で、約13万5000件にのぼった。2006年度は約2万4,000件と減少するものの、2007年度は3万件に迫っており、前年度比125%と増加に転じた。また性別では男性が減少する一方で、女性の割合が12%から36%と3倍増となっている。

契約金額は各年度とも1万円以上5万円未満が最も多く、平均契約金額は2004年度が13万円、2007年度が17万円であった。

相談事例	【事例1】無料の懸賞サイトに登録したら、携帯電話に4等400万円の懸賞に当選したというメールが届いた。賞金を受け取るために必要と言われ、出会い系サイトに登録したうえ何度もメールを送った。結局賞金は振り込まれなかった。
	【事例2】無料の占いサイトに登録したら、出会い系サイトからメールが届くようになり、「女性無料」とあったので興味本位に利用した。「会ったときにポイント代は肩代わりする」と相手が言うので有料となってからもメールを続けていた。会う直前にいつもキャンセルされ、相手は「サクラ」ではないかと不審に思うようになった。
	【事例3】無料の着メロサイトを利用したら、複数の出会い系サイトに登録されてしまったようで、難病の子を持つ父親だという人からメールが届き、同情して話を聞いた。ポイント代を払うと言うので、相談にのったりしていた。結局、相手から支払われないまま、利用料を請求されている。

アドバイス	(1) 無料サイトに安易に近づかない 意図しない出会い系サイトからの勧誘広告メールが届くようになることがある。これは、あるサイトに登録すると、その情報が他の複数のサイトに伝わるようになっていて、と考えられる。無料だからといって安易にアクセスして、個人情報を不用意に入力したりしない。
	(2) 不当な請求に対しては支払わないこと 利用していなければ支払う必要はない。「登録したから」「請求が何度も来るから」などの理由で請求に応じたり、聞かれるまま氏名や住所など個人情報を教えたりすると、さらに別の業者から次々と請求を受けることになる。
	(3) 出会い系サイトのメールが届いたら ・ 請求があっても安易に連絡したり、氏名や住所、勤務先などの個人情報を教えたりしてはいけない。 ・ 執拗な請求はドメイン指定拒否の設定をし、必要に応じてアドレスを変更する。 ・ メールの内容は証拠として残す。 ・ 悪質な広告メールは、迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会 03-5974-0068)へ情報提供する。 ・ 不安なことや困ったことがあれば国民生活センター(03-3446-0999)や各地の消費生活センターに相談する。 ・ 裁判手続きを悪用した架空・不当請求もあるので、「裁判所」から通知が届いた場合は放置せず、消費生活センターへ相談する。

(参考 国民生活センター)

ネットでの中傷は犯罪です

“ネットいじめ”の温床になっているともいわれる「学校裏サイト」を巡る訴訟がついに起きた。携帯向けの裏サイトで高校入学後まもない時に中傷された女性が、「退学を余儀なくされた」とし、元同級生2人とその両親を相手取って、慰謝料を請求する民事訴訟を起こしたのだ。学校裏サイトは急速に広がっており、今後同じような訴訟が起こる可能性も高い。(マイコミジャーナル 2008/4/22)

中学高校の公式ホームページとは別に、生徒が独自に情報交換の場として立ち上げた「学校裏サイト」(学校非公式サイト)。こうしたインターネット上の掲示板に、誹謗(ひぼう)中傷が書き込まれ、「耐えられない」と警察に相談を寄せる深刻な事例が急増しています。

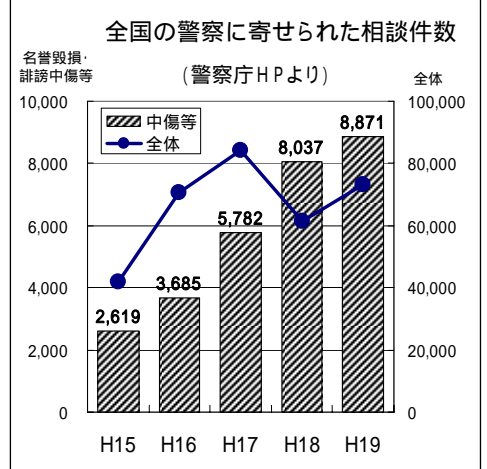
被害を受けるのは中高生に多く、また書き込んだ「加害者」もその知人とみられるケースがほとんどです。「情報発信者の匿名性が高く、どこからでもアクセスできる」というネットの手軽さから、罪の意識が希薄で内容が過激になりやすい、と考えられます。

しかしこのような誹謗中傷は、刑法の名誉毀損(きそん)罪や侮辱(ぶじょく)罪に該当する「犯罪」だ、ということをお忘れはいけません。実際、名誉毀損容疑で中学生や高校生が警察に摘発された事件もたくさんあります。

「面と向かって言えないことは、ネットでも言わない」

という当たり前のルール(ネチケツ)をお忘れください。

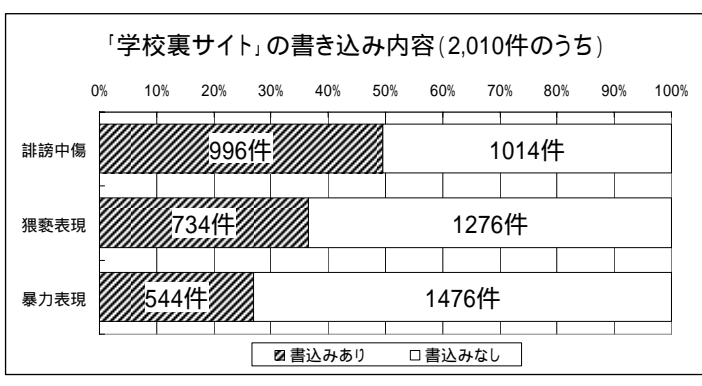
そして、もし自分に対する誹謗中傷や嫌がらせの書き込みを見つけたら、すぐに親や先生、あるいは「子どもの人権110番(0120-007-110)」などの人権擁護機関や警察署に相談をしてください。一人で悩んではいけません。



[解説]

文部科学省の「青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査報告書(2008年3月)」によると、確認できた学校裏サイトの総数は3万8260件で、全国の中学・高校の総数1万6300校の2倍以上にのぼる。しかも今回の調査には、各種遊技サイト内の掲示板やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、プロフィールサイトは含まれず、総数ははるかに増えるはずである。

このうち群馬・静岡・兵庫3県の非公式サイト2010件の約半数(996件)に、特定の生徒・教師・保護者などを中傷する言葉が含まれていた。



発 名 譽 毀 損 容 疑 の 事 例 (2010年1~6月)	【事例1】 公式サイトとは別に、特定の学校の情報をやりとりするネット上の掲示板「学校裏サイト」に、塾の友人の実名をあげ、「しね」「バリ・プス」「あいつの顔を見たらはきそうになる」などと書き込んだとして、大阪府警は昨年1月、女子中学生(当時13)を児童相談所に通告した。
	【事例2】 女子大生2人が知人の女子大生の顔写真や名前、メールアドレスをネットの掲示板に載せ、「セフレ(セックスフレンド)を大募集」などと書き込んだとして、徳島県警が昨年5月に書類送検した。異性関係のトラブルが原因だった。
	【事例3】 中学3年の女子生徒(当時15)が同級生を名指しして、「性病だ」などとネット掲示板に書き込んだとして、茨城県警が昨年1月に摘発した。
	【事例4】 男子高校生(16)が中学時代の同級生2人の実名をあげ、「今後もエッチする約束をした」などとネット掲示板に書き込んだとして、大阪府警が昨年1月に摘発した。
	【事例5】 女子中学生が、同級生の携帯電話のメールアドレスを載せて「させてやるけん、メールして」と投稿したとして摘発された。

- アドバイス
- ・ 誹謗中傷を受けたり、自分のメールアドレスや電話番号などの個人情報が載せられたような場合は、その掲示板のアドレスを確認し、当該掲示板の管理者、もしくはサーバ管理者に削除依頼をする。連絡が取れなかったり削除してもらえなかったりした場合は、「法務省人権擁護機関」に連絡して、内容を削除するように依頼する。「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に、法務省人権擁護機関が被害者本人にかわって削除申請を行えるよう定められている。
 - ・ 特定のメールアドレスや電話番号からしつこくメールが届くようであれば、着信拒否設定やメールアドレスの変更を検討する。
 - ・ プロバイダ又は掲示板管理者に対し、これら誹謗中傷や個人情報の掲示を削除するよう求める仮処分申請を裁判所に申し立てるという方法もある。
 - ・ 「プロバイダ責任法」に基づき、侵害情報の送信を防止する措置を要請したり、侵害情報の発信者を特定する情報を開示するよう求める方法もある。
 - ・ 誹謗中傷や個人情報等が掲示板に記載されてしまった場合は、自分で掲載内容を保存しておくほか、当該サイトの管理者に対してログの保存を忘れずにしておこう依頼する。
 - ・ 名誉毀損や業務妨害等の犯罪に該当するような場合は、住んでいる地域を管轄している警察署に相談する。
 - ・ 一時的な感情によるいやがらせの場合も多いので、冷静になり、しばらく静観して様子を見てみることも大切。

(参考 警視庁 ハイテク犯罪対策総合センター)

資料：インターネット接続機能を中心とした携帯電話利用に関する法令等

1. 不適切な情報を含むサイトに関連して

青少年ネット規制法「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」2008/06/18 公布(2009/04/01 施行予定)

出会い系サイト	改正出会い系サイト規制法「インターネット異性紹介業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」 2008/12/01 施行
アダルトサイト	風俗営業法「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」
児童ポルノ	児童売春・児童ポルノ処罰法「児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」
ギャンブルサイト	刑法・賭博及び富くじに関する罪
自殺サイト	囑託殺人・自殺幇助罪 インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン(社団法人テレコムサービス協会)
違法薬物販売	薬事法・毒物及び劇物取締法・覚せい剤取締法・大麻取締法・あへん法・麻薬及び向精神薬取締法
爆弾製造法	爆発物取締罰則・火炎びんの使用等の処罰に関する法律・破壊活動防止法
改造銃・ナイフ	改正銃刀法 2006/08/21 施行・ダガーナイフの所持を規制するための銃刀法改正 2009/01/05 施行
違法着うた	著作権法
ネズミ講	無限連鎖講の防止に関する法律

2. プロバイダの責任に関連して

プロバイダ責任制限法「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」
発信者情報開示関係ガイドライン、名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン(社団法人テレコムサービス協会)

3. ブログ・プロフ・学校非公式サイト・掲示板等に関連して

個人情報の流出	個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、各地方公共団体の個人情報保護条例 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(社団法人テレコムサービス協会) 学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針
他人の ID 利用	不正アクセス禁止法、刑法(私電磁的記録不正作出同供用罪・電子計算機損壊等業務妨害罪)
ネットストーカー	ストーカー行為等の規制に関する法律、迷惑防止条例
ネットいじめ	刑法(脅迫罪・恐喝罪・強要罪)
誹謗・中傷	刑法(名誉毀損罪・信用毀損罪・侮辱罪・名誉毀損幇助罪)
爆破等の予告	刑法(威力業務妨害罪・偽計業務妨害罪)

4. インターネット通信販売・インターネットオークションに関連して

ネット通販	消費者契約法、通信販売業における電子商取引のガイドライン(日本通信販売協会)
ネットオークション	改正特定商取引法「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」2008/12/01 一部施行 インターネットオークションにおける「販売業者」に係るガイドライン(経済産業省)
偽ブランド品等	産業財産権法(特許権侵害・商標権侵害・意匠権侵害)、著作権法
ワンクリック詐欺	電子消費者契約法「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」

5. 電子メールに関連して

広告メール	迷惑メール規制法「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」2008/12/01 施行 改正特定商取引法「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」2008/12/01 一部施行
架空請求メール	刑法(詐欺罪)
ネズミ講メール	無限連鎖講の防止に関する法律
メールストーカー	ストーカー行為等の規制に関する法律

インターネット上での情報のやりとりが急速に普及する中で、上記のとおり、関係する法律やガイドラインが次々に策定あるいは改正されています。一方で携帯電話の普及とブログ・プロフなど、情報発信が容易にできる環境が整ったために、中学生や高校生が十分な知識がないままインターネット上で情報を発信し、被害者や加害者になる事例が多発しているのが現状です。

こうした問題に対処するには、私たち教師がインターネット社会の状況を学び生徒たちに伝えていくだけでなく、警察や弁護士など、外部の専門家と緊密に連携していく必要があります。そのためにも、ユビキタス@naganoで紹介された「初期対応チェックシート」(右図)の活用など、問題を正確に把握し素早く対処するための方策を、日頃から考えておきましょう。

The image shows a 'Initial Response Checksheet' (初期対応チェックシート) for internet and mobile phone troubles. It includes sections for recording the incident, identifying the trouble, and providing specific advice for various types of trouble such as site-related issues, email-related issues, and account-related issues. The sheet is designed to be filled out by the user to quickly address the problem.

お問い合わせ先
長野県教育委員会事務局 教学指導課 心の支援室
 TEL: 026 - 235 - 7436(直通) e-mail: kokoro@pref.nagano.jp